平成２１年（フ）第４２０８号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の782
債務者　梅北　旬一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１４号
島根県大田市久手町波根西2176番地、申立時の住所大阪市福島区大開１丁目９番10―306号
債務者　掛川　良一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５４号
大阪市浪速区大国３丁目８番24号
債務者　梶原　康貴
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１０３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番１―308号
債務者　藤野　**絢**子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７８号
大阪府東大阪市花園本町２丁目２番５―106号　西岩崎コーポ
債務者　西田　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１５号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番34号　メゾンるり602号室
債務者　松本　宜明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２４号
大阪府大阪市東淀川区井高野３丁目３番73号
債務者　米谷　美奈（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７５４号
大阪市西成区岸里１丁目２番12号
債務者　大場ことゑ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９１号
大阪府豊中市西泉丘１丁目３番７―623号
債務者　尾﨑みどり
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９３号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―406号
債務者　鈴木　三郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９８９号
大阪府八尾市高砂町５丁目50番地　府営住宅25―806号
債務者　錦部　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４７号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番９―503号
債務者　木澤　知花
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５４号
大阪府寝屋川市池田１丁目17番８号
債務者　島田　英樹
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０７１号
大阪府豊中市寺内２丁目３番７―804号
債務者　田中　チフ（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９４号
大阪市住吉区我孫子西１―12―４　我孫子西市営住宅705号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子西１丁目17番14―503号
債務者　青木　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１６号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目12番10号
債務者　大西　清康
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２５号
大阪府茨木市南春日丘５丁目５番19号
債務者　潮　八重子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２８号
大阪府茨木市南春日丘５丁目５番19号
債務者　潮　　一夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部